

永明延寿「官錢放生」説の成立と変遷

柳 幹 康

はじめに

拙論では永明延寿^{えいめいえんじゆ}（904-976）の故事として知られる「官錢放生」^{かんせんほうじやう}説に焦点をあて、その成立と変遷について分析を加える。

延寿は五代十国時代の呉越国の禅僧であり、後の中国仏教に多大な影響を及ぼした人物である。その著『宗鏡録』^{すぎやうろく}は宋代に仏教の正統説と公認され入蔵し、後の人々はその中に「禅浄一致」や「禅浄双修」など、それぞれが理想とする円満な仏教の姿を投影し、それにともない延寿の伝記には様々な伝説が挿入されていった（拙著 [2015] 4、5章）。

「官錢放生」説は延寿の出家にまつわる次のような伝説である。すなわち、出家前の延寿は官吏として国に仕えていた際に、独断で官錢（公金）を用い放生を行なったため死罪に問われたが、まったく恐れる様子がなかった。そこで国王は罪を赦し、延寿は出家することになったのだという。これは今日、中国文化圏においてマンガやアニメでも取り上げられ、多くの人に親しまれる延寿の有名な故事⁽²⁾となっている。

この「官錢放生」説に対する先行研究の見方は、おおきく次のふたつに分かれる。第一が、それを虚構とみるものであり、その代表的なものに再 [1999 : 37] がある。再は本説について、「演劇的な描写」「のちの浄土教徒の聖者伝奇において更に脚色され、ますます神秘的になる」と述べており、史実とは認めていない。ただしその成立と変遷に関しては、詳しく論じていない⁽³⁾。これに対しこの説を史実とするのが第二の見方であり、その例として畑中 [1954]、釈 [2018] などが挙げられる。うち畑中は延寿が出家した契機として本説を紹介

しており、釈は延寿が浄土の実践を行なった証拠として本説に言及し、それが「史料」に記載されるものだと述べている。

これに対し拙論では、まず(1)延寿の最古層の伝記二種に「官錢放生」説が見えないことを確認したうえで、(2)それが北宋に現われ、(3)南宋の時に人口に膾炙し、(4)明代になって増広され、そこに初めて浄土と緊密に結び付ける台詞が登場し、のち(5)明末清初の浄土劇において大幅に脚色が加えられる流れを見ていく。これにより後代、延寿が人々の注目を集め、それにともないその形象も変化していった様子が明らかになるであろう。

なお「官錢放生」説が最古層の延寿伝に見えず、その初出が北宋の『東坡志林』であること、および明代になって新たに延寿の台詞が加えられたことは既に拙論[2020:305]で指摘したが、その際には紙幅の制限上、ごく簡単にしか述べられなかった。それに対し拙論では、各時代の資料を引くことで、卑見の根拠を明示するよう努める。

1. 北宋初：最古層の延寿伝

延寿の伝記は主要なものだけでも十種以上あるが、時代が下がるにつれ各種の伝説が付加されていく傾向にある。うち最も信頼できる延寿伝が、生前の彼を直接知るふたりの人物が編んだ『宋高僧伝』『景德伝灯録』所収のものであり(拙著[2015:14-16])、そのいずれにおいても件の「官錢放生」説は録されていない。以下、その状況について確認する。

『宋高僧伝』の編者贊寧(919-1001)は、延寿と同じ時代に同じ呉越国で活躍した律僧であり、延寿とともに仏塔の建立に従事したと伝えられ、ともに当時の国王銭弘俶(在位 948-978)により重んじられた高僧である⁽⁵⁾。延寿が没して十年ほど後の988年に彼が完成させた『宋高僧伝』には延寿の伝記が収められており、そこには以下のような記述が見える。

属翠巖參公盛化，寿⁽¹⁾捨妻孥削染登戒。……漢南国王銭氏最所欽尚。請寿

行方等讖、(2)贖物類放生、汎愛慈柔。(3)或非理相干、顔貌不動。

(『宋高僧伝』卷28「宋錢塘永明寺延寿伝」：T50.887b)

翠巖參公すいがんさんこうの盛化あに属あい、寿せいど(=延寿)、(1)妻孥を捨て削染登戒す。……漢南国王錢氏(=錢弘俶)の最も欽うやま尚うやまう所なり。寿に請ういて方等讖を行ぜしめ、(2)物類を贖いきものい放生あがなし、汎く愛し慈柔なり。(3)或いは非理、相干すとも、顔貌、動せず。

ここには延寿が(2)放生を行なったと記されているが、それが官錢を用いたものだと書かれておらず、またその(1)出家とも結び付けられていない。加えて(3)不合理なことがあっても顔色を変えることなく泰然自若としていたという記載も見えるが、それも「官錢放生」説が説くような場面での話——刑場に引き立てられた際に死を恐れなかったという描写——とは異なっている。

『景德伝灯録』の編者道原どうげん(生没年不詳)は、延寿とともに天台徳韶てんだいとくしょう(891-972)に師事した禅僧で、延寿の弟弟子に当たる。嗣法後も呉越国内の寺院に住しており、延寿とも面識があったと考えられる。彼が1004年に上進した『景德伝灯録』にも延寿の伝記が収められており、そこには以下のような記事が見える。

属翠巖永明大師遷止龍冊寺大闡玄化。時(1)呉越文穆王知師慕道，乃從其志，(2)放令出家，礼翠巖為師。……夜施鬼神食，(3)朝放諸生類，不可称算。

(『景德伝灯録』卷26「杭州慧日永明寺智覚禅師」：K534-535)

翠巖永明大師の龍冊寺に遷止し大いに玄化あらわを闡あすに属あう。時に(1)呉越の文穆王、師の道したを慕ゆるうを知り、乃ち其の志に従い、(2)放して出家し、翠巖を礼して師と為さしむ。……夜には鬼神に食を施し、(3)朝には諸の生類を放つこと、称算かぞう可べからず。

ここでも延寿が(3)放生を行なっていたという記録が見えるが、先と同様に官錢を用いたとは記されていない。また(2)出家に際して、当時の呉越国王の(1)文穆

王ことせんげんかん錢元瓘（在位 932-941）の許しを得たと記されているものの、「官錢放生」説に見える経緯——刑に臨んだ延寿が泰然自若としていたため赦免したという話——とは異なっている。

このように延寿の没後まもなくに、生前の彼を知る二人の人物が編んだ延寿の伝記には、放生の話こそ記されているものの、件の「官錢放生」説——官錢を用いて放生し罪に問われたが国王の赦免を得て出家したという説——は全く見えないのである。

2. 北宋：「官錢放生」説の登場

管見の限り延寿の「官錢放生」説を初めて記するのは蘇軾そしよく（1037-1101）であり、彼は延寿が没して百年ほど後に、延寿が活躍した杭州に知事として二度赴任した経歴の持ち主である。彼が元豊（1078-1085）から元符（1098-1100）にいたる約二十年の間に様々なことを書き記した『東坡志林』には、以下の記事が見える。

錢塘寿禪師，本北郭稅務專知官，每見魚蝦，輒買放生，以是破家。後遂盜官錢為放生之用，事發坐死，領赴市矣。吳越錢王使人視之。若悲懼如常人即殺之，否則捨之。禪師淡然無異色，乃捨之。遂出家，得法眼淨。

（『東坡志林』卷2「道釈・寿禪師放生」⁽⁶⁾）

錢塘の寿禪師、本と北郭稅務專知官なり。魚蝦を見る毎に、輒ち買いて放生し、是を以て家を破る。後ち遂に官錢を盗みて放生の用と為し、事發して死に坐し、領して市に赴かざる。吳越の錢王、人をして之を視せしむ。若し悲しみ懼ること常人の如くならば即ち之を殺せ、否ずんば則ち之を捨て。禪師、淡然として異色無し、乃ち之を捨つ。遂て出家し、法眼の淨なるを得たり。

これによれば延寿は、稅務專知官として国に仕えていた際に、捉えられた魚蝦

を目にする度にそれを買取り解き放っていた。それにより最後には破産してしまっただが、魚蝦を見殺しにすることができず、とうとう官錢を盗んで放生の費用に充て、のち事が露見するや死罪を科せられてしまう。その際、時の国王は密かに人を遣り、「もし一般の罪人同様に恐れ戦くのであれば刑を執行せよ、そうでなければ赦免せよ」と言い含めておいた。果たして延寿は刑場に引き立てられても何ら恐れることなく泰然自若としていたため赦免され、のち出家して悟りを得るに到ったのだという。

このように延寿の「官錢放生」説は初出の段階で、その基本的な要素が出そろっている。おそらく蘇軾は知事として赴任した杭州の地において、この話を耳にしたのであろう。しかしながら前述の通り、蘇軾が杭州を訪れたのは延寿が没して百年もの時間を経た後のことであったこと、また先に見た通り最も信頼できる延寿の最古層の伝記二種に当該の説が見えないことから、これは史実ではなく後に形成された伝説であったと見るのが妥当だろう。

なお仏事を目的とした窃盜は唐代に頻発していたと思しく、齋会の開催や仏像建立のために金品を盗んだ事件の判例（684年）が敦煌文献中に残されている（石井 [2020 : 60-61]）。時代的にも地域的にも遠く離れるが、あるいは蘇軾が赴任した杭州でも当時同様の犯罪が珍しいものではなく、それが官錢を盗み放生したという延寿の伝説が生まれる背景となっていたのかもしれない。

3. 南宋：「官錢放生」説の流布

つづく南宋の時代、「官錢放生」説が流布し、各種の延寿伝に収録されるにいたる。その具体例を以下、年代順に四つ確認する。

第一は、王日休（1105-1173）が1162年に編んだ『龍舒浄土文』に見える以下の記事である。

初為県(1)衙校，多折官錢。勸之止是買放生命，罪当死，引赴市曹。錢王使人探之，若顏色變即斬之，不變(2)來奏。臨斬顏色不變，乃貸命。遂為僧。

(『龍舒淨土文』卷5「国初永明寿禪師」: T47.268b)

初め県の(1)衙校と為り、多く官錢そこなを折う。之を勸するに止ただ是れ買いて生命を放つのみ、罪、死に当たり、引きて市曹に赴かざる。錢王、人をして之を探らしむ、若し顔色も変わらば即ち之を斬れ、変わらずんば(2)来り奏せ。斬に臨みて顔色、変わらず、乃ち命ゆるを貸す。遂て僧と為る。

先には「税務專知官」とあったのが、ここでは(1)「衙校」となっていること、国王が派遣した人に対し、延寿が恐れないのであれば(2)「戻り奏上せよ」と命じ、それを聞いた上で赦免したという話になっていることなど、若干の相違はあるものの、その基本的な話は先に見た『東坡志林』と一致している。

第二は、宗暁そうぎょう(1151-1214)が1198年に編んだ『法華經顯應録』に見える以下の記事である。

(1)嘗為北郭税務專知官。見魚鰕輒買放生尽, 盜官錢並為放生用。事發坐死。錢王遣使視之。若懼即殺之, 否即捨之。洎臨刃, 其色不變。遂赦其罪。因投明州翠巖出家。文穆王賜与剃落。…… ((2)師事跡大宋僧伝、僧宝伝、宝珠集並委載。(3)以官錢市〔=為〕放生用, 見東坡大全。)

(『法華經顯應録』卷下「杭州智覚禪師」: Z 134.865a-b)

(1)嘗かつて北郭の税務專知官と為る。魚鰕ぎょかを見すなわば輒ち買いて放生し尽くして、官錢すべを盗みて並て放生の用と為す。事發して死に坐す。錢王、使を遣りて之を視せしむ。若しも懼おそれば即ち之を殺せ、否しからずんば即ち之を捨はなて。刃に臨むに洎り、其の色いた変わらず。遂て其の罪かくを赦ゆるす。因りて明州の翠巖に投じて出家す。文穆王、剃落を賜与す。…… ((2)師の事跡、大宋僧伝・僧宝伝・宝珠集、並て委すべかに載す。(3)官錢を以て放生の用と為すこと、東坡大全に見ゆ。)

ここに見える(1)「官錢放生」説は、若干の字の異同こそあれ、先に見た『東坡

志林』とよく合致している。注目すべきは宗暁が延寿伝の末尾に附した注であり、そこには延寿の詳細な事跡が(2)『大宋僧伝』『僧宝伝』『宝珠集』に記されること、(3)「官錢放生」説は『東坡大全』に見えることが指摘されている。

延寿の詳細な事跡を載せるという三書のうち、『大宋僧伝』は先にみた贊寧の『宋高僧伝』のことであり、『僧宝伝』は北宋の禅僧覚範慧洪(1071-1128)が1124年に編んだ『禅林僧宝伝』を、『宝珠集』は紹南宋の居士陸師寿(生没年不詳)が1155年に編んだ『新編古今往生浄土宝珠集』を指す。うち『宝珠集』の現存部分には延寿伝が含まれていないため詳細は不明であるが、『僧宝伝』には巻9にその詳細な伝記が収められている(Z137.478a-481a)。そこには「年二十八、華亭鎮将と為る。嘗て舟して錢塘に帰るに、漁船(中に魚)の万尾戢戢なるを見、惻然として意折れ、錢を以て之に易え、江に放つ」という放生の記事が見えるものの、官錢を用いたとは記されていない(478b)。おそらく『宝珠集』の延寿伝にも「官錢放生」説は見えず、宗暁はそのことを確認したうえで『東坡大全』から「官錢放生」説を採録したのであろう。その自序において延寿を顕彰しているように宗暁は、とりわけ延寿を尊重しており(Z134.819a)、その伝の執筆にあたっては先行の書物を渉獵していたものと思しい。

第三が、同じく宗暁が1200年頃に編んだ『楽邦文類』に見える以下の記事である。

嘗為北郭稅務專知官，見魚鰕輒買放生，後盜官錢，並為放生用。事發坐死，領赴市曹。錢王使人視之。若悲懼即殺之，否則捨之。而彼澹然無異色，乃捨之。 (『楽邦文類』卷3「伝・大宋永明智覺禪師伝」：T47.195a)

嘗て北郭の稅務專知官と為り、魚鰕を見れば輒ち買いて放生し、後ち官錢を盜み、並て放生の用と為す。事發して死に坐し、領いて市曹に赴かざる。錢王、人をして之を視せしむ。若し悲しみ懼れば即ち之を殺せ、否んば則ち之を捨て。而して彼れ澹然として異色無し、乃ち之を捨て。

先に見た『法華経顯応録』よりも若干簡潔な表現になっているが、その内容は一致している。

第四が志磐（生没年不詳）が1269年に編んだ『仏祖統紀』に見える以下の説である。

呉越錢氏時為稅務專知，用官錢買魚鰕放生。事發当棄市。呉越王使人視之曰：「色變則斬，不變則舍之。」已而色不變，遂貸命。

（『仏祖統紀』卷26「浄土立教志・蓮社七祖」：T49.264b-c）

呉越錢氏の時、稅務專知と為り、官錢を用いて魚鰕を買い放生す。事發して棄市に当たる。呉越王、人をして之を視せしめて曰わく、「色変わらば則ち斬れ、変わらずんば則ち之を^{はな}捨て」と。已而ち色変わらず、遂て命を^{ゆる}貸す。

この記事も表現が更に簡潔となっているが、内容に大きな変化はない。

以上、宋代の「官錢放生」説の状況について見た。最古層の二種の伝記、すなわち『宋高僧伝』（988年）と『景德伝灯録』（1004年）所収の延寿伝にはそれぞれ「物類^{いきもの}を^{あがな}贖い放生」、「朝には諸の生類を放つ」とあるのみで、官錢を用いたという話は全く見えない。それを初めて記すのが、元豊（1078-1085）から元符（1098-1100）にかけて諸事を記した蘇軾の『東坡志林』であった。しかしながらその後1124年に慧洪が編んだ『禪林僧宝伝』には、延寿が華亭から錢塘に帰る際に、私費により魚の放生を行なったとあり、延寿の「官錢放生」説は未だ広くは知られていなかったようである。それが諸書に採録され広まるのは南宋期のことであり、王日休の『龍舒浄土文』（1162年）、宗暁の『法華経顯応録』（1198年）と『楽邦文類』（1200年頃）、志磐の『仏祖統紀』（1269年）には「官錢放生」説が見え、若干の異同こそあれ、蘇軾の記した内容とほぼ一致している。うち宗暁は「官錢放生」説が先行の延寿伝に見えぬことに気づいていたと思しく、蘇軾の文章がそれを録すことに言及している。つまり延寿の

「官錢放生」説は、延寿が没して百年ほど後に、延寿がかつて活躍した杭州の地において蘇軾が耳にし筆記したものが、書物を介して南宋期に広まったと考えられるのである。⁽⁸⁾

ちなみに南宋期は延寿への注目が一層高まった時期と思しく、彼が蓮宗六祖に列せられたのもこの時期のことであった(拙著 [2015:337])。その背景には、行在所が臨安と杭州に置かれたこと、後に設定された五山(国祚長久を祝する最高格の五つの禅寺)のうち杭州の靈隱・浄慈の二名利にかつて延寿が住したことなどがあるのだろう。

なお1223年から四年間、南宋に渡り参禅した道元(1200-1253)も、当時の禅林で延寿の「官錢放生」説を耳にしたようである。その教えを弟子の懷辨(1198-1280)が書き記した『正法眼藏随聞記』には以下の一節が見える。

示して云く、昔し智覚禅師と云し人の発心出家のこと。此の師は初は官人なり。才幹に富み正直の賢人なり。国司たりし時官錢をぬすみて施行す。傍人は是を帝に奏す。帝聞て大に驚怪す。諸臣も皆あやしむ。罪過すでに軽からず、死罪におこなはるべしと定まりぬ。爰に帝議して云く、此臣は才人なり、賢者なり。今ことさらに此罪を犯す、若し深き心あるか。頸を截るとき、悲み愁へたる気色あらば速かに截べし。若し其の気色なくんば定めて深き心あらん、截べからずと。勅使引去て截んとする時少も愁る気色なし、還て喜ぶ気色あり。自ら云く、今生の命は一切衆生に施すと。勅使驚き怪て帝に奏聞す。帝云く、然り、定て深き心有ん、此事あるべしと兼て是を知と。依て其志を問。師云く、官を辞して命を捨て施を行じて衆生に縁を結び、生を仏家に受て一向に仏道を行ぜんと思ふと。帝是を感じて許して出家せしむ。故に延寿と名を賜ふ。殺すべきをとゞむる故なり。今の納子も是らほどの心を一度発すべきなり。命を輕じ衆生を憐む心深くして身を仏制に任せんと思ふ心を発すべし。若し先きより此の心一念も有らば失なはじと保つべし。是れほどの心、一度おこさずして仏法を悟ること

は有^{ある}べからざるなり。 (『正法眼藏隨聞記』1、岩波文庫 27-28 頁)

その大筋は南宋期の諸書が記すものと一致するが、ここに見える「死罪を赦され寿命を延ばしたことに因み、国王より延寿という法名を賜った」という説は、管見のかぎり中国の文献には見えない。当時の禪林で広まっていた口碑か、あるいは道元独自の理解なのだろう。

4. 明代：延寿の台詞の増広

宋代に広まった「官錢放生」説は、延寿が刑に臨んでも恐れる様子がなかったと記すのみであったが、延寿の没後六百年以上を経て明代になると新たな増広を加えられる。それは概ね、以下の三種に分類される。

- (A) 多くの命を救えたことに満足する延寿の台詞を加えるもの。
- (B) それに続き延寿が「来世で浄土に往生するのだから死は恐るるに足らぬ」と述べたとするもの。
- (C) 以上二種の延寿の台詞に加え、国王が見た霊夢を取めるもの。

かかる状況から見ると (A) → (B) → (C) という順に次第に増広されたように思えるが、現存する資料を見る限り、まず (B) の増広が現われ、その20年ほど後に (A) と (C) が登場する。そこで以下、現存資料に見える順に従い (B) (A) (C) の説を見ていく。

4-1 救えた命の多さに満足し、来世の浄土往生に言及する延寿の台詞

延寿の「官錢放生」説に延寿自身の台詞を新たに付加した増広の初出は、管見のかぎり『戒殺放生文』である。これは万曆三高僧のひとり雲棲株宏^{うんせいしゅこう} (1535-1615) が戒殺・放生を人々に広く勧めるために編んだ書物で、1584年以前の成立である⁽⁹⁾。本書は前後二部——殺生・肉食を禁じる「戒殺文」と、放生とその功德の事例を広く集めた「放生文」——からなる。うち後者の本文には「鱗虫^{あがな}を贖い得度す、寿禪師 (= 延寿) の遺愛、猶お存す^な」とあり、これに対する

自注において株宏は以下のように記している。

贖鱗虫者、永明大師、諱延寿。吳越王鎮杭，師為餘杭県庫吏。屢以庫錢買魚蝦等物放之。後坐監守自盜，法当棄市。王頗知其放生也。論行刑者觀其辞色以覆。師臨死地，面無戚容，人怪之。師曰：「吾於庫錢毫無私用，尽買放生命莫知其数。今死，徑生西方極樂世界，不亦樂乎？」王聞而釈之，乃出家為僧。（『雲棲法彙』卷11「戒殺放生文・放生文」：J32.759a-b）

鱗虫を贖うとは、永明大師、諱は延寿。吳越王、杭に鎮たるに、師、餘杭県の庫吏と為る。屢ば庫錢を以て魚蝦等の物を買し之を放すつ。後ち監守の自ら盜むに坐し、法、棄市に当たる。王、頗る其の放生を知るなり。刑を行ずる者に論し、其の辞色を觀て以て覆えしむ。師、死地に臨み、面に戚うれう容無し、人之を怪しむ。師曰く、「吾れ庫錢に於けすいて毫も私に用いいる無し、尽く買ことごといて生命を放ことごとつこと其の数を知るなこと莫いし。今ま死すとも、徑に西方極樂世界に生まぜん、亦た樂やしからず乎」と。王、聞きて之を釈ゆるし、乃ち出家して僧と為らしむ。

話の筋そのものは、これまでに見た「官錢放生」説と大差ないが、従来の各種文献には見えなかった延寿の台詞——「公金を用いたとは言え、一錢も私的に流用しておらず、すべてを放生に用いて無数の命を救うことができた。今死のうとも、そのまま西方浄土に往生するのだから、喜ばしいことである」——が加えられている。

かかる延寿の台詞を書き記した株宏は、浄土念仏を基軸とした綿密かつ穩健な宗風の持ち主であり、戒律を復興したほか、禪や華嚴にも精通していた（白川・野口 [2011:140]）。また出家前の若年時より不殺生を非常に重視しており、のち放生池を開鑿するとともに放生会を開催し、それまで一部の信徒が実践するものであった放生を、一般人も行なうべき宗教儀礼として社会に広めていっ

たことで知られている(西村[2012])。上に引いた『戒殺放生文』も、かかる活動の一環として編まれたものであった。

株宏が『戒殺放生文』に録した延寿の台詞は、放生と浄土往生を緊密に結び付ける点で、従来の「官錢放生」説と一線を劃するものであった。振り返るに、南宋期に「官錢放生」話を収めた文献のなかには、『龍舒淨土文』『樂邦文類』など浄土往生を主題とするものもあったが、当該の話はあくまで延寿の出家の因縁として言及されるのみで、それを浄土に往生する善行とは述べていなかった。それに対し株宏が録する延寿の台詞「今ま死すとも、^{ただち}徑に西方極樂世界に生ぜん、^ま亦た^や楽しからず乎」は、その「官錢放生」と浄土往生とを緊密に結び付けている。

かかる延寿の台詞が株宏自身の創案であったのか、それとも既に広まっていた伝説を株宏が採録したのかは判然としないが、株宏がそれを『戒殺放生文』に書き入れたのは、それが彼自身の放生観と符合するものだったからだと考えられる。かつて拙論[2020:310-309]で論じたように放生は、もともと浄土往生のみに果報が限定されるものではなく、延寿自身も放生・不殺生により得られる果報は「(戦争・饑餓・疫病という)三災の地に値わず、能く六欲の天に昇り、既に長寿の縁と為り、又大慈の種を積む」ことだと述べ、それを浄土と結び付けていなかった(『万善同帰集』巻中、T48.982a)。それに対し株宏は、放生の果報として「福祿を増す」「^{いのち}寿算を延ばす」「急難を免かる」「^{ながわづらい}沈痾を起す」など多数挙げるものの(J32.760b)、最終的には以下のように放生と浄土往生を緊密に結び付けている。

(1)放生已, 对仏像前, 至心礼拜, 自言:「弟子(某甲)一心(2)皈命西方極樂世界阿弥陀仏。我遵先仏明誨, (3)今行放生。已得若干, (4)以此功德, 願我罪業消除, 冤愆解釈, 所修善根日益增長, 命終之際身心安隱, 正念分明, 蒙仏接引, (5)生極樂國七宝池内蓮華之中, 華開見仏, 得無生忍, 具足仏慧, 以大神力, 凡我所放一切生命以及十方無尽有情尽得度脱, 成無上道。願仏

慈悲哀憐摂受。」発願已、(6)念仏或百声、千声、万声、随意多少。

(『雲棲法彙』 卷11「戒殺放生文・放生祝願」: J32.761a)

(1)放生し已らば、仏像の前に対し、至心に礼拝して、白して言え、「弟子
(某甲)一心に(2)西方極樂世界の阿弥陀仏に皈命す。我れ先仏の明誨に遵い、
(3)今ま放生を行う。已に若干を得るに、(4)此の功德を以て願う、我が罪業
の消除し、冤愆の解釈し、修する所の善根の日益しに増長し、命終の際に
身心は安隱、正念は分明にして、仏の接引を蒙り、(5)極樂国の七宝池内の
蓮華の中に生まれ、華開きて仏に見え、無生忍を得て、仏慧を具足し、大
神力を以て、凡そ我の放つ所の一切の生命、及び十方無尽の有情、尽く
度脱を得て、無上道を成ぜんことを。願わくは仏、慈悲もて哀憐み摂受せ
よ」と。発願し已らば、(6)念仏すること或は百声・千声・万声、意に随い
多少せよ。

これは先述の『戒殺放生文』の「放生文」に付された「祝願」であり、実際に放生を行なった後に行なうべき作法が記されている。すなわち、(1)放生を終えた後に、(2)西方浄土の阿弥陀仏に帰依し、(3)放生で得た(4)功德により自他の(5)浄土往生などを願う願文を唱え、そのうえで(6)念仏を行なうのだという。このように株宏は、放生という善行と、その果報として願うべき自他の浄土往生を緊密に結び付けている。このような考え方を持っていたからこそ株宏は、放生により浄土に往生するという先の延寿の台詞を重視し、自著に書き入れたのだろう。

株宏が推進した放生の広がりとともに、彼が編んだ『戒殺放生文』も非常に多くの人に読まれ⁽¹⁰⁾、そこに記された延寿の台詞も人口に膾炙していった⁽¹¹⁾。それは1597年に李贄(1527-1602)が編んだ『浄土決』や、1600年に莊広還(生没年不詳)が編んだ『浄土資糧全集』にも収録されている⁽¹²⁾。

4-2 浄土往生に言及せず、救えた命の多さのみを言うもの

株宏が『戒殺放生文』に延寿の台詞を書き記してから二十年ほど後の1602年、^{ぐじょしよく}瞿汝稷(1548-1610)という居士が刊行した『指月録』には、以下のように記されている。

(1)為善陰隲載：「師用官資放生，罪当斬。臨刑而楽曰：「(2)吾活数万命而死，死何憾？」官司聞而異之，乃得釈，遂為僧。」(3)此必為鎮將時放生事。(4)然伝与灯録皆無臨刑語，未詳彼書何拠也。

(『指月録』卷24「杭州慧日永明延寿智覚禅師」：Z143.556a)

(1)為善陰隲に載すに、「師、官資を用いて放生し、罪、斬に当たる。刑に臨みて楽しみて曰く、「(2)吾れ数万の命を活かして死ぬ、死ぬも何ぞ憾まん」と。官司、聞きて之を異とし、乃ち釈くを得て、遂て僧と為る」と。此れ必ず鎮將の時に放生せし事為り。(3)然るに伝と灯録と皆な刑に臨むの語無し、未だ彼書の何にか拠るを詳らかにせざるなり。

ここで注目すべきことに、次の二点がある。第一に、瞿汝稷が記した延寿の台詞には、(2)自分は数万の命を救ったのだから、死のうとも悔いはないとあるのみで、浄土往生への言及が見えないことである。第二に、この台詞の出典について論じることである。瞿汝稷によれば、この台詞は(1)『為善陰隲』所載のもので、(3)先行の伝記や灯録(禅宗史書)には見えず、それを載せる『為善陰隲』が何に基づいたのか不明だと記している。

瞿汝稷が浄土往生に関する延寿の台詞を取めなかったのは、意図的なものであったかどうかは不明であるが、その関心の対象が浄土ではなく禅であったことが、以下のことから分かる。すなわち、その著『指月録』に記されるのは、過去七仏から西天二十八祖、東土六祖を経て大慧宗杲の法嗣にいたる禅宗の歴代祖師650人の言行略伝であり、それらは彼が「尤も好む」「宗門家言」から「意の適う処」を抄録蒐集したものなのであった(Z143.1a-b)。同書には浄土に関

する記事もまま見え、彼がそれを排していたわけではないことが分かるが、彼の主要な関心はあくまで禪に向けられている。そして『指月録』に収められる延寿伝の文章は、ほぼ全てが『景德伝灯録』と『禪林僧宝伝』からの抜粋であり、延寿伝に限っていえばそこには念仏や浄土往生に関する記事は全く含まれていない。つまり『指月録』において描き出された延寿は、あくまで禅宗祖師としての延寿だったのである。瞿汝稷が浄土往生の台詞を収めなかったのは、このことと関係するのかもしれない。

かかる穿鑿はひとまず措くとして、瞿汝稷の主な関心は、延寿の台詞の出典に向けられていた。彼が『指月録』を編んだ当時、先に見た株宏の『戒殺放生文』が世に広まっており、そこに記された延寿の台詞も人口に膾炙していたと思しい。ところが瞿汝稷が読んだ伝記や灯録には、当該の台詞が見当たらなかった。そのことを訝しんだ瞿汝稷は自ら出典を探し、それが『為善陰隲』であると附記するにいたったものと考えられる。

『為善陰隲』は永楽帝（在位 1402-1424）の御撰で、1415年に編まれ、その4年後に刊行された書物である。春秋から明代まで、善行により厚報を得た人物165名の記事を集め、それぞれ論断と詩を加えて10巻にまとめたもので、当時その影響は極めて大きく、諸王・大臣や国子監、天下の学校に下賜されたほか、科擧の必考書目に加えられ、実際に会試においても本書から出題された（羅[2018]）。つまり明代の人々にとって本書は、非常に馴染み深いものだったといえる。

先に見た通り瞿汝稷は延寿の台詞の出典が『為善陰隲』であると記すが、実際のところ当該の文言は本書中に見いだせない。しかしながら、部分的にそれに類する以下四種の記述が散見する。

第一に、放生が典型的な善行として屢々言及される。その数は頗る多く、ここではその全てを列挙することはしないが、金品と引き替えに為された放生の主な例に以下のものがある。すなわち、亀を買い養った後、江中に放ったという「毛宝放亀」(SCZ3.621a)、「専一に殺を戒め、衆生を救護」し、常に「飛

走物命」を購ひ放生していたという「楊旬寛恵」(SCZ3.626b)、自分が乗っていた驢を対価として漁師からすっぼん龜を得て、水中に放ってやったという「韋丹活龜」(SCZ3.628b)、漁師の息子が、船内の無数の魚が念仏し経を唱えるのを目の当たりにし、尽く放って漁業を捨てたという「熊慎放魚」(SCZ4.633a) などである。うち最後の「熊慎放魚」に対する「論」の部分には、がま蝦蟆を購ひ江中に放った別人の話も記されている。

第二に、放生のためではないものの、官錢を横領したという話が二つ見える。すなわち、横領した官錢返済のために娘を売った男が悲嘆に暮れていたところ、それを見た隣家の男が金を出して救ってやったという「公亮与錢」(SCZ6.655b)、官錢を横領した弟を救わなかったために、その報いとして生涯科挙に合格しなかったという「朱軾代納」(SCZ7.661a) がこれにあたる。

第三に、文脈は全く異なるものの、先に見た延寿の台詞「吾れ数万の命を活かして死ぬ、死ぬも何ぞうら憾まん」にやや類する語がふたつ見える。一つ目は「王祐公直」——直言により左遷された王祐の話——の「論」に見える「へんちゆつ貶黜(=左遷)にあ遭うと雖も、終身、うらみ憾無し」という文言であり(SCZ4.638b)、二つ目は「劉肅辯析」——我が身を挺して、冤罪により死刑を宣告された11名の命を救おうとした劉肅の話——の「論」に見える「一己の死を惜しまず、以て十餘人の命を活かす」という言葉である(SCZ9.683a)

第四に、永明延寿とは全く関係ないものの、「弘敬延寿」——弘敬という人物が善行により寿命を延ばした話——など(SCZ4.630a-b)、善行により得られる果報として「延寿」がしばしば挙げられている。

先述の通り延寿が刑に臨んだ際の台詞は、現存資料を見る限り株宏の『戒殺放生文』が最初に録するものであった。瞿汝稷が『指月録』を完成させたのは株宏の『戒殺放生文』が世に出て二十年ほど後のことであり、その間に彼が推進した放生運動は社会に広まり、延寿の台詞も人々のよく知る所となっていたのだろう。そのようななか瞿汝稷は、自身が読んだ灯録や伝記にそれが見えないのに気づき、その出典を探したが見つからなかった。そこで想起したのが、

部分的に類する話を多く含む『為善陰騭』であり、実際にその全文を確認せず
臆気な記憶を頼りに、出典としてその書名を書き記すにいたったのだらう。⁽¹⁴⁾

おそらく瞿汝稷も『戒殺放生文』を読んでいただろうが、時代的にあまりに
近すぎたため、それを当該の台詞の典拠として挙げなかったのではないだろう
か。一方、彼が想起した『為善陰騭』は、二百年ほど前の永楽帝の御撰であり、
天下に頒布され科挙の必考書目ともなった非常に権威のあるもので、そこに本
当に当該の記事が含まれるのであれば、出典とするに申し分ないものなので
あった。

4-3 国王が得た夢告

株宏が録した延寿の台詞に加え、国王が見た霊夢の話をも併せ録するものがあ
る。それが1606年序刊の大壑^{だいかく}（1576-1627）『永明道蹟』であり、そこには以
下の一節が見える。

呉越王遊於江上、夢老人引魚蝦数万至云：「此皆稅務官所放者、願王免其罪。」
王寤而使人探之。師臨死地、面無感容。典刑者怪而詰之。師曰：「吾於庫錢、
毫無私用、為贖生命耳。今死当徑生西方極樂上品、又何感焉？」探者覆命、
王釈之。
（『永明道蹟』「慷慨見宥」：Z146.978b）

呉越王、江上に遊ぶに、老人の魚蝦数万を引きいて至り「此ら皆な稅務官
の放つ所の者なり、願わくは王の其の罪を免ぜんことを」と云うを夢る。
王寤めて人をして之を探らしむ。師、死地に臨みて、面に感う容無し。刑
を典どる者、怪しみに之に詰う。師曰く、「吾れ庫錢に於いて、毫も私に用
いる無し、生命を贖うを為す耳。今ま死すとも当に徑に西方極樂上品に生
ずべし、又た何ぞ感えんや」と。探者、覆命すに、王、之を釈す。

これによれば、時の国王が船を江上に漂わせていたところ、次のような霊夢を

見た。ひとりの老人が数万の魚蝦を連れてやってくると、「これらはみな税務官 (= 延寿) が放生したものです。どうぞその罪をお赦し下さい」と告げた。そこで目が覚め不思議に思った国王が調べさせると、果たして官錢により放生を行なった延寿が死刑に処せられるところで、「私は一錢も私用に当てず、全てをただ放生にのみ用いた。いま死のうとも、そのまま西方の浄土に往生するのだから、何を愁うことがあろうか」と泰然自若としていたため、その罪を赦免したのだという。

このように本書では、国王が延寿の罪を知ることになった契機として、魚蝦を引き連れた老人の夢告の話が新たに挿入されている。この夢告の伝説もまた、後に継承された。たとえば1633年に朱時恩⁽¹⁵⁾ (1563-?) が編んだ『仏祖綱目』では、延寿の台詞は録さず、この夢告の話のみを記している⁽¹⁵⁾。また崇禎年間(1628-1644)頃に刊行されたと見られる小説『西湖二集』⁽¹⁶⁾は、大きく潤色しながら以下のように「官錢放生」説を描きだしている。(口語の成分が多く訓読が困難なため現代語訳する。)

さて小生が申しますに、西湖で放生を行い、とうとう仏祖となった者がおります。そのお方は永明寿、智覚大師^{おくりな}と諡されました。諱は延寿、字は沖玄、号は抱一、餘杭県の人で、俗姓は王、もとはといえ(1)西方阿弥陀仏^{あしろう}の下生^{あしろう}でいらして、……二十八歳の時に、その生来公正な性格を耳にした呉越国王は、まず餘杭の庫吏として錢糧(徴税された金銭・米穀)の出納を管理させ、のち華亭の鎮将として軍需物資を管理させました。彼は一生、寝ても覚めても、ただただ放生を好み、懐に錢の数文もあれば、(捉えられた)魚鱉の類を目にするなり、必ずそれを買って放生しました。錢が無ければ、すぐさま衣を脱いで漁師にやって交換します。更にそれすら無い時は、金を借りてまでも放生します。借りた金が嵩んで貸してくれる者もいなくなると、とうとう我が家の田畑までも売り尽くし、放生の費用といたしました。放生すること益々多く、(2)家産も尽きてどうしようもなくなっ

てしまうと、とうとう(3)軍庫から錢糧を盗み出して放生してしまいました。かくて月日が経つうちに、放った生類はもはや数えきれない程となったのでした。さてある日のこと、呉越王が錢糧を計算してみますと、なんと全く足りません。激怒の極み、翌日(4)刑場に引立てて、これを斬首することにいたしました。その夜、(5)呉越王は夢を見ました。龍神が千百億万もの魚蝦を連れてやってきて、国王の足下にひざまず跪いて叩頭し、次のように言うのです。「この億万の命はみな、税務官の放生で救われたもの。上帝は生命を慈しみます、どうか王よ、その死罪のご赦免を願います」。国王がそれを承知すると、みな去っていったのでした。さて翌日、予定どおり刑場に護送させながら、密かに監督官に言いつけました。「(6)かの者、もし衆人と同じく恐れ戦けば、一刀のもとに切り捨てよ。だがもし刃を恐れず、なにか申したなら、刑を執行してはならぬ。ただちに戻り奏上せよ」。監督官はその命を拝して立ち去りました。刑場に引き立てられた延寿は、(7)顔色ひとつ変えず、眉ひとつひそ顰める様子もなく、まるで婚礼の祝いの酒でも飲むごとく、平然と首切り役人に告げました。「私は一生の間、軍庫から得た官錢を、びた一錢も自分のために用いたことはございません。ひとえに放生のために、この斬首の罪を被ります。ですが(8)救った生命は億万、功德は広大、今日、必ずや(9)西方の極楽世界に往生することになりましょう。どうか、この顔を西向きに据えてください。安らかに西方へと参ります」。こう言い終わると、ほかにはもう何も言いませんでした。そこで監督官は刑の中止を命ずると、急ぎこのことを国王に奏上し、国王はすぐさまこれを(10)赦免しました。こうしてあの世の入り口から戻ってきた延寿は、こう申しました。「私は死してなお西方へ参ろうといたしました。こうして生き返ることを得たうえは、なおのこと、西方に参る修行に努めたく存じます」。かくて父母妻子に別れを告げ、(11)髪を剃って僧となり、すীগん翠巖(17)禪師のお弟子となったのでありました。

(『西湖二集』巻8「寿禪師両生符宿願」)

(A) 宋代に蘇軾が記した「官錢放生」説を原型とし、(B) 明代の増広に加わった後、さらに(C) この小説において大きく潤色されたことが見て取れるだろう。(A) 蘇軾が記した原型とは、「放生により(2)破産した後も(3)官錢を盗んで放生したため(4)死罪に問われたが、(7)刑に臨んで泰然自若としていたことから、(6)事前の王の言いつけ通り(10)赦免され(11)出家した」というものであり、(B) 明代に為された増広は、(8)救った命の多さに言及し(9)死後に浄土往生すると説く延寿の台詞と、(5)王が得た夢告の話であった。それらの要素を承けたうえで(C) 『西湖二集』は細部に様々な脚色を加えている。

『西湖二集』で加えられた脚色のうち特に注目すべきが、冒頭で延寿が(1)阿弥陀仏の下生だと述べられていることである。これは長耳和尚と延寿の伝説を承けたもので、これにより延寿と浄土の緊密な結びつきが端的に明示される形となっている。⁽¹⁸⁾

なお『西湖二集』が収めるこの話は、のち1791年に陳樹基が編んだ『西湖拾遺』にも採録され読み継がれていった。

5. 明末清初：浄土劇における大幅な脚色

管見の限り延寿の「官錢放生」に最も多くの脚色を加えたのが、明末清初の^{ちたつ}智達(生没年不詳)なる僧が編んだ『帰元鏡』である。最後にその様子を紹介したい。

『帰元鏡』は、浄土の教えを広めるために編まれた劇の脚本であり、廬山慧遠・延寿・株宏の三人を主人公とする。⁽¹⁹⁾廬山慧遠は蓮宗の初祖とされる東晋の僧で、延寿は先述の通り南宋期に蓮宗六祖に列せられ、株宏もまた没後に蓮宗の祖とされた。

本書が収める「官錢放生」話は、第12幕の「湖舟放生」から第17幕の「割恩雲水」に及ぶ非常に長いものとなっている。そこで煩を避けて原文を一々引くことはせず、その大まかな筋書きのみを以下に記す。

延寿は不幸にして両親を早くに亡くすとともに、その家業も傾いてしまい、

妹とともに臨安（杭州）に暮らしていた。ある日、延寿は放生を行なうため妹と下男・下女をともない西湖に出かけた折、延寿はその畔にある永明寺の禪師を訪ねるため、下男は船頭に酒を飲ませるため、ともに岸に上がり、妹と下女のみが船に残った。すると高官の父の権威を笠に悪さを働く趙龍という男が現われ、延寿の妹にちょっかいをかけたが、折良く戻ってきた延寿と下男に遮られ、妹は事無きを得た。だが趙龍は延寿に逆恨みして奸計を弄し、延寿が放生に官錢を用いたことを臨安府のみならず、その上の官庁にも告発した。趙龍は臨安府の長官の情け深さを知っており、彼が延寿を救おうとするであろうことを予見したうえで、上級官庁からも圧力をかけようとしたのである（第12幕「湖舟放生」B18.263b-265a）。

訴えられた延寿は臨安府に召喚される。そこで長官による取り調べを受け、放生に官錢を用いていたことが明るみに出た。官錢の横領は死罪に当たるが、長官は延寿の話——私欲のためではなく衆生を救済したいという慈悲の一念による行為であったこと、また捉えられた生き物を見捨てて放生を行なわなければ、それを殺し口にした者がみな地獄に墜ちること——を聞き、なんとか延寿を救えないかと考えをめぐらす。ところがそこに、翌日昼時の死刑執行を厳命する王勅が届く。上級官庁にも訴え出た趙龍の奸計が実を結んだのである。その勅命を見て長官はうろたえるが、延寿は何ら愁うことなく告げる、「長官殿、うろたえることはございません。わたくし一人の命で、数百万もの命を活かすことができましたのです。喜んで冥土に参りましょう。なにを恐れることはありませんか」。そして延寿はそのまま獄に繋がれたのであった（第13幕「公庭鞠認」B18.265a-266b）。

家に戻らぬ延寿を心配していた妹のもとに、延寿が死罪に処せられるという知らせが届く。それは延寿が連行された翌日、つまり刑が執行される当日の朝のことであった。妹は悲嘆にくれるが、せめて一目でも兄に会おうと、下男とともに刑場へと走って行った（第14幕「腸断聞音」B18.266b-267a）。

妹と下男が刑場に辿り着くと、そこには引き立てられた延寿の姿があった。

延寿は泰然自若としており、ふたりに別れを告げると、次のように言った。「大丈夫たるもの、死は家郷に帰るようなもの。まったく動じたりはせぬ。これこそ、「生死本来空、刑に臨みて一笑して終わる。頭を^{こうべ}將て^{もつ}白刃に臨む、一に似たり、春風を斬るに」というものだ」。その様子に長官は感じ入ったが、王勅がある以上、いかんともしがたい。死刑執行の時が到り、太鼓が打ち鳴らされ、延寿がさしだした首めがけて無情にも刀が振り下ろされた。その刹那、まばゆい光が一面を包み、刀はバラバラに折れてしまった。すわ何事かと人々が当たりを見渡すと、空には五色の雲がたなびいており、そのうゑに観音菩薩の御姿がある。なんと観音菩薩は全てお見通しで、今こそ延寿を救い出家させる時だと思し召し、『観音経』に説かれる通りの偉大な神通力を發揮し、その命を救ったのであった。その奇瑞を目の当たりにした長官は延寿の縄をほどくと、国王に経緯を奏上して、必ずや赦免を得んことを約束した(第15幕「仁賢臨難」B18.267a-268a)。

夜を徹して上奏の準備を整えた長官は、翌日王府に赴き、皇帝に近侍する黄門官に事の経緯を告げた。黄門官は尋ねる、「刑に臨み、延寿の顔色は変わったのか」。長官は答える、「いえ、まったく変わることがありませんでした。何ら恐れる様子はなく、衆生の救済を願う心に迷いはなかったのです。まことに得難い人物です」。そこで延寿を告発した趙龍について尋ねられると、長官はその日頃の悪行を伝えた。これにより趙龍の悪だくみが露見し、そのことを聞いた国王は延寿の罪を赦す一方で、趙龍の斬首を決めたのであった(第16幕「恩沾鑄積」B18.268a-269a)。

赦免の勅旨を得た長官は臨安府に戻ると、延寿にそのことを告げた。延寿はそれに感謝するとともに、長官に告げた。「このたび死を免かれたものの、もはや俗世に未練は無く、出家し仏道修行に入ろうと決意しました。ただ心配なのが、幼い妹のことです。親にも先立たれ、寄る辺がございません。どうか憐憫の情をもって、長官の養女としていただけないでしょうか。また下男も長官の御者にさせていただきたく存じます。いかがでしょう」。長官はその申し出を

受け容れ、延寿は長官に感謝し、妹と下男に別れを告げたのであった（第17幕「割恩雲水」B18.269a-270a）。

以上が大幅な脚色を加えられた6幕にも及ぶ「官錢放生」話である。従来の文献には全く見えなかった延寿の妹や、悪役の趙龍、その奸計に苦しむ長官、延寿を救った靈験あらたかな観音菩薩など数多くの役が新たに登場するとともに、放生の舞台も風光明媚で後に放生池として有名になる西湖とされ、台詞・描写も大量に追加されていた。

浄土に関する延寿自身の台詞は無いものの、第13幕の最後には「願わくは此の功德をもつ将てあか呵、速やかに西方の上品の会に到らんことを」と記され（B18.266b）、本書の冒頭にも「此の録の本願、専ら人に念仏を勧め、戒殺・持齋し、西方に生まれんことを求めしむるに在り」と明示されるように（同229b）、延寿の放生も浄土往生の善行に位置づけられていることが窺える。人々に放生を勧めるにあたり株宏は放生と浄土往生を緊密に結び付け、そのことを明示する延寿の台詞を「官錢放生」説に加えたのに対し、智達の『帰元鏡』はその浄土に関する台詞こそ継承しなかったものの、同様に浄土に往生する実践として放生をとらえ、延寿の「官錢放生」説に大幅な脚色を加えたのである。

『帰元鏡』はその後、無数の人々の募縁を得て各地の寺院から出版されるとともに、清の中期から民国期にかけて様々な改編が加えられながら上演され続けることとなる（王 [2020]）。それにともない大幅に増広された延寿の「官錢放生」の話も人々の耳目を楽しませていくこととなったのであった。

まとめ

拙論では、延寿の出家の因縁として後世人口に膾炙した「官錢放生」説の成立と展開について分析を加えた。

「官錢放生」説は生前の延寿を直接知るふたりの僧により編まれた最古層の伝記には見えず、その初出は蘇軾の『東坡志林』であった。蘇軾は延寿の没後約百年に、延寿が曾て活躍した杭州に長官として赴任した人物であり、そこで

「官錢放生」の伝説を耳にしたものと思しい。蘇軾が書きとどめたこの説は、南宋期に編まれた延寿の複数の伝記に採録され、広く知られるようになった。そして明代になると、新たに延寿の台詞——「官錢放生」の功德により浄土に往生するのだから何ら愁うことはないという言葉——などが付加されるにいたる。現存する資料を見る限り、この台詞を最初に書き記したのが万曆三高僧のひとり雲棲株宏であり、その台詞は放生と浄土往生を緊密に結び付ける株宏の理解と合致するものであった。株宏が推し進めた放生の広まりにともない、株宏が『戒殺放生文』に挿入した延寿の「官錢放生」説およびその台詞も人口に膾炙し、やがてそれを大幅に潤色した浄土劇が上演され、より多くの人に馴染みあるものとなったのである。

その影響は非常に大きく、今日ではアニメやマンガなどをも通じて中国仏教圏の人々に親しまれているが、それは延寿の没後に成立・変遷した虚像と称すべきものであり、最古層の伝記に遡れないことに注意する必要があるだろう。とはいえ、その虚像が時代を降るにつれ大きく増幅し一層豊かなものになっていったことから、延寿に対する人々の関心がいやましに高まっていった様子を読み取ることができる。

略号一覧

- B: 『大藏經補編』華宇出版社、1984-1986年刊行。
 D: 『禪学典籍叢刊』臨川書店、1999-2001年刊行。
 G: 古本小説集成『西湖二集 上』上海古籍出版社、1990年刊行。
 J: 『嘉興大藏經』新文豊出版、1987年刊行。
 K: 「基本典籍叢刊」シリーズ、禪文化研究所、1990-1995年刊行。
 SCJ: 『四庫全書存目叢書』集部第187冊、齊魯書社、1997年。頁のみ表記。
 SCZ: 『四庫全書存目叢書』子部第121冊、齊魯書社、1995年。「巻・頁」と表記。
 SJ: 『四庫禁燬書叢刊』集部第127冊、北京出版社、2000年。頁のみ表記。
 T: 『大正新脩大藏經』大藏出版、1924-34年刊行、1960-79年再刊。

Z:『正統藏經』新文豊出版、1976年。

参考文献

Wang, Mengxiao

[2020] Building a Pure Land Lineage: A Study of Zhida's Play *Guiyuan jing* and a Translation of its Three Paratexts, *Journal of Chinese Buddhist Studies* (『中華仏学学報』) 33, pp.1-47.

荒木見悟

[1984] 『陽明学の開展と仏教』研文出版、東京。

石井公成

[2020] 「法蔵『梵網經菩薩戒本疏』の再検討：唐代の仏教統制との関係を中心にして」『駒澤大学仏教学部論集』51、頁57-71。

翁嘉

[2013] 「『西湖二集』の研究：明清時代の通俗文学と杭州の地域文化」『神奈川大学大学院言語と文化論集』19、頁309-349。

王萌筱

[2020] 「浄土劇《帰元鏡》の刊印、閲読と搬演」『清華大学学報（哲学社会科学版）』35、頁136-145。

川勝守

[1993] 「東アジアにおける放生儀礼の文化史」『九州大学東洋史論集』21、頁1-28。

桑谷祐顕

[2000] 「中国における放生思想の系譜」『叡山学院研究紀要』22、頁79-99。

胡海義

[2019] 『明末清初西湖小説研究』人民文学出版社、北京。

积伝云

[2018] 「通凡入聖：永明延寿大師蓮宗祖師形象形成略探」『浄土』2018-2、頁20-26。

白川邦與・野口善敬

[2011] 「雲棲株宏『正訛集』訳注（上）」『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』9、頁139-207。

沈東廷

[2003]『禪淨双修 永明延寿禪師』仏教高僧漫画全集 48、仏光文化、台北。

冉雲華

[1999]『永明延寿』東大図書、台北。

成瀬隆純

[2018]『唐代浄土教史の研究』法蔵館、京都。

西村玲

[2012]「不殺生と放生会」『「エコ・フィロソフィ」研究』6、頁 47-53。

畑中浄園

[1954]「呉越の仏教：特に天台徳韶とその嗣永明延寿について」『大谷大学研究年報』7、305-365。

牧田諦亮

[1953]「君主独裁社会に於ける仏教々団の立場(上):宋僧賛寧を中心として」『仏教文化研究』3、頁 63-80。のち補訂のうえ同 [1957]として出版。

[1957]「賛寧とその時代」仏教文化研究所報告 3『中国近世仏教史研究』平楽寺書店、京都、頁 96-133。のち『牧田諦亮著作集』4、臨川書店、京都、2015年、頁 293-326 に再録。

楊舒淇・進士五十八

[1997]「中国杭州「西湖十景」の変遷からみた風景地の成立過程」『ランドスケープ研究』60-5、頁 465-470。

柳幹康

[2015]『永明延寿と『宗鏡録』の研究:一心による中国仏教の再編』法蔵館、京都。

[2020]「永明延寿の思想・実践における浄土的要素」『印度学仏教学研究』69-1、頁 312-305。

熊平

[2014]『瞿汝稷研究』上海師範大学碩士論文、上海。

羅俊亮

[2018]「明代《為善陰騭》考述」『中国俗文化研究』15、頁 33-44。

林麗珠

[2003]『戒殺放生文之研究:以蓮池大師為例』碩士論文(国立花蓮師範学院)、花蓮。

(拙論は JSPS 科研費 (JP17H00904・20K00060・21K00060) の助成を受けたものである。)

【注】

- (1) 拙文は 2021 年 12 月 4 日に開催された東アジア仏教研究会 2021 年度年次大会において「永明延寿伝の変遷：「官錢放生」説を中心に」と題し発表した内容をもとに、補訂を加えて成ったものである。当日コメンテーターをご担当くださった伊吹敦先生から貴重なご意見とご質問を賜った。また後日、石井公成先生、小川隆先生、土屋太祐先生、呉鳴氏、朱剣題氏、佐久間祐惟氏より貴重なご意見を賜った。その旨をここに記し、深く感謝の意を表する。
- (2) マンガでは沈 [2003 : 9-38] が「官錢放生」説を採用するとともにアレンジを加え、無理矢理つれさられようとしていた女性を救うために延寿が官錢(公金)を用いたとしている。伝統的な「官錢放生」説において延寿が救った対象は魚蝦であるが、おそらく現代的な感覚に合わせるため、あるいはより劇的な演出にするため、その対象を無辜の女性に替えたのであろう。アニメで「官錢放生」説を用いるものに、2014 年 7 月に YouTube にアップロードされた「永明延寿大師的故事」がある (<https://www.youtube.com/watch?v=FGdp1kpk-Ok>, 2021 年 11 月 22 日閲覧)。その描写は概ね伝統的な「官錢放生」説に基づくものであるが、刑に臨んだ際に延寿が七仏通戒偈を唱えるという新たな演出が加えられている。
- (3) 冉 [1999 : 37] は王日休『龍舒浄土文』に記される「官錢放生」説を引き、それが後に『楽邦文類』『永明道蹟』『帰元鏡』へ継承されることを指摘している。また林 [2003 : 85-86] は雲棲株宏『戒殺放生文』の分析に際し、そこに見える延寿の「官錢放生」説に言及し、『東坡志林』の記述が『龍舒浄土文』『法華経顕应録』などに継承され、のち『永明道蹟』において霊夢の話が加わることを指摘している。しかしながら両者ともに、その詳細については論じていない。
- (4) 『十国春秋』卷 89「呉越十三・列伝・僧賛寧」、「是時江潮或溢出石塘、賛寧与延寿建塔於江干鎮之(小麦嶺有賛寧塔)、潮由是復循故道。」(中華書局標点本、1287 頁)。

- (5) 贊寧は呉越監壇・副僧録・両浙僧統として数十年もの長きにわたり呉越国の仏教界を指導した人物であり、四虎のひとりにも数えられ、国王の錢弘俶や高官と詩文を通じての親交があった。呉越が宋に帰順した際には、錢弘俶にしたがって入朝し、汴京で太宗に謁見している(牧田 [1953: 68] [1957: 105])。また贊寧によれば延寿は、錢弘俶の「最も欽尚う所」であったという(『宋高僧伝』卷28「宋錢塘永明寺延寿伝」: T50.887b)。
- (6) 唐宋史料筆記叢刊『東坡志林』、王松齡点校、中華書局、1981年、38頁。
- (7) 『宝珠集』はもと全8巻であったが、早くに失われ現存するのは1巻のみである。その編纂について成瀬 [2018: 186] は、それまでに制作された各種往生伝の文章を忠実に転載し、8巻にまとめたものと推測している。
- (8) 『龍舒浄土文』『法華経顯應録』等所載の「官錢放生」説が『東坡志林』を承けることは、夙に林 [2003: 86] により指摘されている。
- (9) 「戒殺放生文」の具体的な成立年は不明であるが、嚴訥 (1511-1584) が撰した序文が巻頭に附されていることから (J32.757a)、その没年以前の成書であることが分かる。
- (10) 荒木 [1984] は『戒殺放生文』について「当時きわめて広範囲に流布し、明末社会に大きな影響を残した」と指摘し (226頁)、それが「海内奉行すること甚だ広し」と述べた愍山徳清 (1546-1623、『愍山老人夢遊集』卷25「放生功德記」: Z127.572a)、「家ごとに伝え戸ごとに誦し、近ごろ稍や衰息す」という往時の流行ぶりを回顧した今釈澹帰 (1614-1680、『徧行堂集』卷6「随安三説序」SJ159b) などの例を挙げている (243頁)。
- (11) 株宏と同じく万暦三高僧のひとりに数えられる愍山徳清は、放生を行なった代表的な人物として智顛・延寿・株宏の三名を挙げている。『愍山老人夢遊集』卷40「疏・湖心寺重建放生普願成仏塔疏」、「広く衆生を度すの行、放生の一門を踰ゆる無し。在昔、天台大師 (= 智顛)、次は則ち永明大師 (= 延寿)、嘗て吏と為りし時、官錢を將て生を買いて放ち、以て死せざるに致らしむ。此れ目前、衆人の皆な知る者なり。自後至今、唯だ雲棲大師 (= 株宏) のみ能く二師の行に効う」(Z127.800b-801a)。智顛は放生池を開鑿したことで知られる高僧で(川勝 [1993: 18]、桑谷 [2000: 83-85])、延寿とともに株宏の『戒殺放生文』において顕彰されている。株宏が推進した放生とともに『戒

殺放生文』が人々に読まれ、そこに記される智顛・延寿とともに株宏もまた人々から尊崇されたことが窺える。なお株宏は延寿の放生の話を取める『武林西湖高僧事略』を再刊しており、これもまた延寿の放生を人々が知る契機のひとつとなったことであろう。

- (12) 『浄土決』「天台智者浄土十疑論・寿禪師勸修浄業」、「顧獄吏曰：「我在世放活万万生命，今死去径歸西方，豈不樂哉？」」錢王聞而奇之，積其罪。遂為僧」（Z108.361a）。『浄土資糧全集』卷4「浄土齋戒章・持戒篇・身三業・論不殺生・附放生・贖魚蝦」、「師面無感容，人怪之。師曰：「吾以庫錢買放生命，莫知其數。死徑往西方，不亦樂乎？」」王聞而積之。乃出家為僧。」（Z108.524a-b）。
- (13) 『指月録』の延寿伝は基本的に、『景德伝灯録』（巻26、T51.421c-422a）と『禪林僧宝伝』（巻9、Z137.478a-481a）の両書からの抜粋で成っている。ただしその例外となるものに、以下の三種がある。第一に、以下に引く二僧との問答は上述両書に見えず、それ以外の諸書、すなわち『正法眼蔵』巻二之下（Z118.102b）、『禪宗頌古聯珠通集』巻38「祖師機緣」（Z115.485b-486a）、『統宗門統要』巻10「杭州永明延寿禪師」（D1.533b）などから抄出したものと考えられる。『指月録』の原文は以下の通り、「二僧來參，乃問參頭：「曾到此間否？」曰：「曾到。」又問第二上座：「曾到否？」曰：「不曾到。」師曰：「一得一失。」少選侍僧問：「適來二僧，未審那個得那個失？」師曰：「汝曾識這二僧也無？」曰：「不曾識。」師曰：「同坑無異土。」」（Z143.553a-b）。第二に、「日夕修持百八事，寒暑無替」（555b）という記事はこのままの形では先行の文献に見えないが、それに似た「日課一百八事，未嘗暫廢」等の文言が『新修往生伝』巻下「杭州慧日永明寺智覚禪師延寿」（Z135.85a）、『武林西湖高僧事略』「五代智覚寿禪師」（Z134.473a）、『仏祖統紀』巻26「浄土立教志・蓮社七祖・法師延寿」（T49.264c）、『神僧伝』巻9「延寿」（T50.1011b）などに見える。うち『武林西湖高僧事略』は南宋に編まれたものだが、明代に雲棲株宏が重刊しており、おそらく瞿汝稷が目にしたのもこの本であっただろう。第三が、瞿汝稷が加えた部分であり、本文で引いた一節がこれに相当する。なお自身が加えた部分で瞿汝稷は、延寿の「官錢放生」について「此れ必ず鎮將の時に放生せし事為り」と記していたが、これは彼自身が『禪林僧宝伝』から抄出した「年二十八、華亭鎮將と為る。漁船の万尾戢戢なるを見、惻然として

悉く易え、以て之を江に投つ」という記事を（Z143.553a）、「官錢放生」と同定したものである。

- (14) 瞿汝稷は株宏の13歳年下であり、彼に直接謁したこともある。このことは瞿汝稷の文集『瞿叻卿集』巻2「越游詩」に、その際の詩が収められていることから確認できる（SCJ97b-98a）。熊 [2014 : 33]。
- (15) 『仏祖綱目』巻34「延寿」：「王夢老人引魚蝦数万至云：「此皆稅務官所放者，願王免其罪。」王遂赦之。因放令出家。」（Z146.623b）。
- (16) 崇禎帝こと朱由檢の諱を避けていることから、崇禎年間の出版と推測される。翁 [2013 : 311]。
- (17) 『西湖二集』巻8に見える延寿「官錢放生」説の原文は以下の通り。「如今小子説西湖上一個放生的竟至成仏作祖。這一位祖師是永明寿，賜号智覚大師。他諱延寿，字冲玄，号抱一，是餘杭县人，俗家姓王，原是西方弥陀古仏下降，……到二十八歳之時，吳越王聞他生性公平，着他做餘杭庫吏，管那錢糧出入，後遷華亭鎮將，督納軍需。他一生心心念念只好放生，若是袖中有數文錢，一見了魚鱉之類，也定要買而放之。或無錢鈔，便将衣服脫將下来，与漁翁抵換。甚至没有之時，還要借貸将来買放。後來借貸得多，無人肯借，竟將家中田産尽数變壳，以為放生之資。放生愈多，家資已尽，無可奈何，竟將庫中錢糧偷盜将来放生。日積月累，所放不計其数。吳越王一日將錢糧一算，竟缺了無窮之數，大怒之極，次日要押付市曹処斬。這夜，吳越王夢見海龍王率領了魚蝦之類千百億万，在於地下，叩首道：「此億万生靈，皆是稅務官所放，上帝好生，願王免其死罪。」吳越王応允而去。次日，仍旧押付市曹，一辺暗暗分付監斬官道：「彼若与衆人一同畏懼，便一刀処決了。若不畏刀斧，有何説話，不可加刑，即来奏聞。」監斬官領旨而去。王延寿来到法場，顔色也不變一變，眉頭也不皺一皺，就象有人請他吃喜酒的相似，但对劊子手說道：「我一生並不曾侵欺庫中一文錢将来私用，只為放生縁故，所以受此一刀之罪。但我放了億万生靈，功德浩大，今日断然往生西方極樂世界。可將我面朝着西方，安安穩穩，竟向西方而去。」説罷，並無他言。監斬官遂命停刑，急將此語奏聞。吳越王即時赦其死罪。王延寿從鬼門上放將転来，遂說道：「我死後尚要到西方去，今日重生，一發該修西方之事了。」遂辞了父母妻子，削髮為僧，礼拜翠巖為師」（G289-293）。
- (18) 長耳和尚と延寿の伝説は以下のようなものである。すなわち、錢弘俶が僧侶

に食事を振る舞った際、全身に重い皮膚病を患った僧が無礼な振る舞いをした。怒った国王はそれを追い出したが、のちに延寿から彼こそが定光古仏の応身である長耳和尚だと聞き、慌てて後を追いつた。すると長耳は「弥陀のおしゃべりめ」と言い坐亡してしまった。国王がもどり延寿に礼拝すると、延寿もそのまま遷化してしまったが、その肉身は朽ちることがなかったという。これは明代に広まったと思しき伝説で、『愁山老人夢遊集』巻24「法相寺長耳定光仏縁起記」(Z127.561a-b)『武林梵志』巻10「法相寺、長耳和尚」(B29.709b-710a)に見え、『西湖二集』もこの話を収めている(G300-301)。この伝説の原型と考えられるのが『武林西湖高僧事略』「五代長耳相和尚」(Z134.472a-b)に見える話で、錢弘俶が僧侶に食事を振る舞った際に、「聖僧がいるか」と延寿に尋ね、「長耳和尚こそが定光如来の化身である」と答えたという話が見える。ただしこの段階では、「弥陀のおしゃべりめ」という長耳の台詞は見えない。先述の通り『武林西湖高僧事略』は雲棲株宏が重刊しており、それが読み継がれるうちに長耳の当該の台詞が挿入されるにいたったのだろう。

- (19) 『帰元鏡』の最新の研究に王 [2020]、Wang [2020] がある。うち後者は『帰元鏡』全体の概略を示しており、拙論ではそれを参照しつつ原典に基づき「放生官錢」説に関する6幕の筋書きを示した。
- (20) 西湖が放生池となったのは、延寿が没して半世紀ほど後のことである。北宋の1019年に遵式(964-1032)が奏請して西湖を放生池にすることを願ひ出るとともに放生会を行い、翌年に杭州知州の王欽若(962-1025)が皇帝の祈福のために奏請して批准され、毎年4月8日の仏生会にあわせ大規模な放生が行なわれるようになった(胡 [2019])。元代末期の戦乱・火災などにより荒廃したが、15世紀末頃明代中期に入り整備され、万暦年間(1573-1619)には放生池および三基の塔が設置されたものの、その後荒廃と整備を繰り返したと見られる(楊・進士 [1997])。なお『帰元鏡』には延寿が「杭州の勝地に寄寓」していたとあり、当時同地が景勝地であったと認識されていたことが分かる(第12幕「湖舟放生」: B18.263b)。なお西湖・放生と延寿を結びつけた早い例に『釈門正統』(1237年)があり、延寿が「奏して西湖を放生池と為さんことを乞う」と記している(巻8「護法外伝・延寿」: Z130.899a、林

[2003:86]の指摘による)。西湖を放生池となってから二百年以上が経った後、それを行なったのが遵式であったことが忘れられ、既に「官錢放生」説で有名となっていた延寿がその創始者として理解されるにいたったのであろう。なお憨山徳清も同様に「永明禪師、西湖を以て放生池と為す」と述べている(『憨山老人夢遊全集』巻3「法語・示玄津壑公」: J22.764c)。

(東京大学東洋文化研究所 准教授)